

「適正な電力取引についての指針」に基づき、北陸電力送配電株式会社と北陸電力株式会社の間における従業員の兼職について、以下の通りお知らせいたします。

2020 年 4 月に一般送配電事業を分社した後、両社の限られた人員の中で、効率的な業務運営を行うため、一般送配電事業の中立性確保を前提に、北陸電力送配電と北陸電力の管理間接部門の一部において、従業員の兼職を実施します。

以下の部門において、両社の間で従業員（主に課長、副課長等の役職者）の兼職を実施します。

従業員の兼職 を行う部門	北陸電力送配電における主な業務内容	北陸電力に おける主な 業務内容
地域広報部門	・ 対外報道の総括・実施 ・ 企業広報・広聴活動・地域活性化活動に関する業務 ・ 企業広報媒体利用・社内広報に関する業務	同 左
環境部門	・ 環境保全・循環型社会形成・環境保全活動に関する業務 ・ 地球温暖化問題に関する業務	同 左
総務部門	・ 総務関連業務 ・ 危機管理業務 ・ 法的問題の調査・解明	同 左
人事労務部門	・ 人事管理・要員計画に関する業務 ・ 採用・人材育成に関する業務 ・ 労務・安全衛生・健康保険に関する業務 ・ 賃金・福祉・社会保険に関する業務	同 左
研究開発部門	・ 技術開発研究・知的財産権・教育研究機関との産学連携に関する業務	同 左
監査部門	・ 北陸電力送配電の監査役の行う会計監査・業務監査の補佐	・ 北陸電力の監査役 の行う会計監査・ 業務監査の補佐

上記の通り、両社の間において兼職する従業員は、「地域広報部門」「環境部門」「総務部門」「人事労務部門」「研究開発部門」「監査部門」の業務にそれぞれ従事しますが、これらは、法令等で兼職が制限される従業員（以下 A かつ B に該当）に該当しません。

A) 特定送配電等業務に従事する従業員

一般送配電事業者において、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業員および一般送配電事業の個別的な業務（小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を与えることが可能なもの）に関与できる業務に従事する従業員

B) 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業員

小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の重要な決定に参画できる管理的地位にある従業員および小売供給契約、電力取引又は電源開発計画策定に関する業務を行う部門において、需要家、電力取引又は電源開発計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある従業員

以 上